

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」新旧対照表

2026年2月1日改訂

(下線は変更部分)

新	旧
第1条～第2条（現行のとおり）	第1条～第2条（省略）
第3条（現行のとおり）	第3条（省略）
第3条の2（現行のとおり）	第3条の2（省略）
第3条の3（特定累積投資勘定の設定）	第3条の3（特定累積投資勘定の設定）
(1)（省略）	(1)（省略）
(2)前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、 <u>これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。)</u> があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に <u>当該廃止通知の提出又は提供</u> があった場合には、同日)において設けられます。	(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、 <u>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供</u> があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に <u>提供</u> があった場合には、同日)において設けられます。
第3条の4（現行のとおり）	第3条の4（省略）
第4条～第6条（現行のとおり）	第4条～第6条（省略）
第7条（譲渡の方法）	第7条（譲渡の方法）
(1)非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法	(1)非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法192

新	旧
<p>192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3)特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><u>※(1)、(3)の下線部は令和8年4月1日施行の法令改正に基づく内容です。</u></p>	<p>条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号<u>若しくは第2号</u>に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3)特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号<u>若しくは第2号</u>に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
第8条～第13条 (現行のとおり)	第8条～第13条 (省 略)
<p>第14条 (非課税口座の開設について)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2)当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて<u>廃止通知の提出又は提供</u>を受けた場合、当社は、当該<u>廃止通知の提出又は提供</u>を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないこといたします。</p>	<p>第14条 (非課税口座の開設について)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)<u>2028年10月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合若しくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合又は廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は</u></p>

新	旧
	<p><u>非課税口座への特定累積投資勘定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u></p>
第15条～第16条（現行のとおり）	第15条～第16条（省 略）
<p><u>第17条（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）</u> お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、又は当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>	<p><u>第17条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</u> お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>
第18条（現行のとおり）	第18条（省 略）
<p><u>第19条（契約の解除）</u> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①（現行のとおり） ② 租税特別措置法第37条の14第<u>23</u>項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第<u>25</u>項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税</p>	<p><u>第19条（契約の解除）</u> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①（省 略） ② 租税特別措置法第37条の14第<u>22</u>項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第<u>24</u>項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特</p>

新	旧
特別措置法第37条の14第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③ 租税特別措置法第37条の14第 <u>23</u> 項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (現行のとおり)	別措置法第37条の14第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③ 租税特別措置法第37条の14第 <u>22</u> 項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (省 略)
第20条～第21条 (現行のとおり)	第20条～第21条 (省 略)

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

2026年2月1日改訂

(下線は変更部分)

新	旧
第1条～第9条 (現行のとおり) 第10条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) (1) (現行のとおり) (2) <u>次に掲げるいづれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u>	第1条～第9条 (省 略) 第10条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) (省 略) (新 設)

新	旧
<p>① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p>② <u>お客様がその年の1月1日において 18 歳である年の1月1日</u></p> <p>③ <u>2026 年1月1日</u></p>	
第 11 条～第 18 条（現行のとおり）	第 11 条～第 18 条（省 略）
<p>第 19 条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p>(1) <u>(現行のとおり)</u></p> <p>(2)<u>次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p>①<u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p>②<u>お客様がその年の1月1日において 18 歳である年の1月1日</u></p> <p>③<u>2026 年1月1日</u></p>	<p>第 19 条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>
第 20 条～第 27 条（現行のとおり）	第 20 条～第 27 条（省 略）
<p>第 28 条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>(1)2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2)前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項</p>	<p>第 28 条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>(1)2024年以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2)前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1</p>

新	旧
第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。	号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。
第 29 条 (本契約の解除) (現行のとおり)	第 29 条 (本契約の解除) (省 略)
① (現行のとおり)	① (省 略)
② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合…租税特別措置法第37条の14の2第20項 <u>第1号</u> の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合…租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
③ <u>第19条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u>	(新 設)
④ (現行のとおり)	③ (省 略)
⑤お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)…租税特別措置法施行令第37条の14の2第20項 <u>第1号</u> に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)	④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)…租税特別措置法施行令第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
⑥ (現行のとおり)	⑤ (省 略)
⑦ (現行のとおり)	⑥ (省 略)
第30条～第31条 (現行のとおり)	第30条～第31条 (省 略)